

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりまします。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりまします。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくりまします。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりまします。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりまします。

2006 August 8 月号



道志村漁業協同組合主催の体験学習に参加した小学3年生

一般会計予算及び特別会計予算など可決

平成十八年度六月定例会議会は六月二十一日に招集され会期を二十七日までの七日間と決め開催されました。

議案内容については慎重審議の結果、一案件は委員会付託後、継続調査とし、その他は、いずれも原案どおり可決承認されました。議案内容は、次のとおりです。

- 報告第一号 平成十七年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 承認第一号 専決処分報告について（道志村税条例の一部を改正する条例）
- 承認第二号 専決処分の報告について（道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 承認第三号 専決処分の報告について（平成十七年度道志村一般会計補正予算（第八回））
- 承認第四号 専決処分の報告について（平成十七年度道志村介護保険特別会計補正予算（第三回））
- 承認第五号 専決処分の報告について（平成十八年度道志村老人医療費特別会計補正予算（第一回））
- 議案第三十八号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第三十九号 道志村防災会議条例の一部を改正する条例
- 議案第四十号 道志村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第四十一号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第四十二号 道志村過疎地域自立促進計画の変更
- 議案第四十三号 平成十八年度道志村一般会計補正予算（第一回）
- 議案第四十四号 平成十八年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算（第一回）
- 議案第四十五号 平成十八年度道志村介護保険特別会計補正予算（第一回）
- 議案第四十六号 平成十八年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第一回）

一般質問

六月二十一日の本会議において次の議員が一般質問を行いました。

議会運営委員長

湯川 六昭 議員



◎国内外で認められた有機微生物の技術を行政に取り入れるる考えについて

有機微生物技術は、二十年以上前に琉球大学農学部、比嘉照夫教授によってなされたものでありまして、その技術は、学術の常識を破る人間にとって、有用有益な微生物を

- 議案第四十七号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 請願第一号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願
- 請願第二号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し中止を求める請願
- 発議第二号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書

活用したものであり、EM菌と呼ばれていて、世界一四〇カ国で導入されています。特に小さな自治体ほど特色ある村づくりに効果があり、コストダウンできるとの実戦効果も数多く報告されています。山梨県内においても忍野村・身延町・南部町などの自治体で推進しています。昨年、甲府市で行われました、EM活用講演会には県下三十以上の自治体がオブザーバー参加しているとのことでした。また、県内からも多くの実戦例が報告されました。南部町での農援隊の家畜の臭い、ハ工等への解決例、旧御坂町及び旧勝沼町での桃・ブドウ栽培への良好な効果、河川浄化、環境衛生、味覚、生ゴミ処理など多岐に亘っていました。道志村においても河川浄化、生ゴミ処理対策、リサイクル農業、農薬規制に対する対応など、EM菌の効果は環境、教育、福祉、漁業、建築、医療等々多岐に亘っています。

道志村でもE.M菌を取り入れることにより、環境衛生等の経費削減が計られることと思います。特に水質の向上は、村内は元より下流域に大きな利益をもたらすものと考えられるので、E.M菌の活用についての考えをお聞きいたします。

◎シルバー人材センター的 組織の設立への支援について

現在、道志村でも「あすなるボランティアの会」が立ち上がりました。関係される各種役員をはじめとする、多くのボランティアの皆様により感謝申し上げます。

さて、平成十八年三月に実施されました。道志村総合計画村民アンケート調査項目にある「行政サービスについて」による回答者の過半数の人達が、住民や企業、団体、NPO団体などに積極的に広げていくことが望ましいと回答しています。また、機会があれば自ら参加、協力の意思が伺えます。村民の多くは、村内での生きがいの持てる生活、仕事を求めています。将来的には、企業誘致、老人ホーム、NPO団体など考えなければなりません。現時点においては、行政によりシルバー人材センターの組織を立ち上げ、村内に豊富な知識、技術を持った方が多数おられますので登録してもらい、行政の行う範囲を超えた、村民の生活面で

の多種多様な要望や相談ごとに応じた幅広いサービス提供について、価格設定し有料で活動する組織が、今の道志村には必要と考えますので、そのような組織の設立へ行政として、どのような支援が可能かお聞きいたします。

●大田村長

国内外で認められた、有機微生物の技術を行政に取り入れる考えについてでございますが、E.M菌の活用については、各分野で利用されておりますが、そのプロセスにつきましては、一般的に悪臭や水質汚染など環境悪化の原因、腐敗型の微生物が関係している。

その対策として、従来は消毒、殺菌、物理的な除去等が行われておりますが、腐敗する前に有用な微生物を定着発酵させる事で、腐敗を起させないばかりでなく、その原因物質を資源化することができると、E.M菌の活用であります。

国内では、メーカー二社が商品化されており、その利用方法は、幅広く建築、医療、教育、福祉、農業、畜産、水質浄化等の活用がなされております。

県につきましては、五年前からE.M菌の検討をしており、行政指導の判断結果がでないまま現在に至っており、特に今のところ現段階において、県としてのバックアップは考え

ていないとのことですが。

市町村につきましては、忍野村が企画課、身延町が環境下水道課で担当し、普及活動を実施している。南都町、笛吹市、甲州市においては、NPO法人、グループ等独自で活動し、自治体としては、何も支援してないとのことであります。

今後につきましては、県、市町村の動向を見ながら、どのような分野に、より効果があるのか、必要性、経済性を把握しながら検討していきたいと思っております。また、補助金給付の関係でございますが、営利を目的としない、法人、団体等が、数多くあるわけですが、E.M菌研究もその中のひとつの活動としてとらえ、県、近隣市町村の取り組み状況を考慮しながら、村の補助金の方向性も視野に入れながら考えて行きたいと考えております。

次にシルバー人材センター的組織の設立についてでございますが、シルバー人材センターは六十歳以上の健康で働く意欲のある方が、追加的收入を得ると共に地域社会に貢献すると言う「自主・自立、共働・共助」の理念を基に、交流・連携を目指す公共性の高い、知事の認可を取り定款を定めた社団法人で「高齢者等の雇用の安定等」に関する法律により、シルバー人材センターを行う法人と位置付けられております。趣旨に賛同する方であれば、誰でも

も会員として参加できる地域に開かれた組織としてとらえられております。臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する地域高齢者のために、無料の職業紹介を行っております。

山梨県内の殆どの市町村で広域毎に九つのシルバー人材センターを設置しており、今現在加入していないのは県内では道志村、小菅村、丹波山村の三村のみとなっております。

また、山梨県の単位としては、シルバー人材センターの母体となる知事の指定を受けた公益法人である「山梨県シルバー人材センター連合会」があり、高齢者に雇用就業機会の確保を促進する事を目的として、概ね五十五歳以上六十五歳未満の方を対象に事業主も参画する中で、厚生労働省から委託されシニアワークプログラム事業を実施しております。

近隣の市町村で設置されている富士五湖広域シルバー人材センターには、富士吉田市、西桂町、山中湖村、忍野村、富士河口湖町、鳴沢村が加入しており、東部地方地域シルバー人材センターには大月市、都留市、上野原市が加入しております。

東部地方地域シルバー人材センターは、昭和六十三年に設置されており、職員は七人で大月市三人、都留市二人、上野原市二人となっており、三市共に五百万円以上を商工費から負担し、登録している六〇〇人程の

会員は年会費六〇〇円を納めて、団体傷害保険はシルバー人材センターが負担しているという事であります。二〇〇七年以降での団塊世代の大量退職を目前に控え、道志村としては高齢者が健康を保持し、生きがいの持てる生活ができる様にすることは、どんな施策が必要か真剣に取り組んでいかなければなりません。

東部地方地域シルバー人材センターからは、道志村等へ過去に何度か加入の呼びかけがあったと聞きましたが、その当時は必要性に迫られていなかったのではないかと推察すると同時に、加入するには負担金も多額の為、現時点でのシルバー人材センターの設置は残念ですが厳しい状況です。

道志村は小規模自治体のため、社会福祉協議会を仮称「高齢者雇用センター」の核とする中で、昨年十一月発足したボランティア団体「道志あすなる会」等の皆様のご協力を頂き、NPO法人についての勉強会も開催し、雇い上げ事務員の経費も視野に入れながら「高齢者雇用センター」の設置について前向きに検討を重ねてまいりたいと考えております。豊富な知識、技術を持つ高齢者の存在は、道志村にとって本当に大切であり、村政発展へのご協力を心からお願いする次第でございます。

●湯川六昭議員

ただ今の回答を聞きまして、EMについては、他の自治体の取り組み事例を参考に学んでのことだと思えます。大変ありがとうございます。私自身も農業や生ゴミ処理、浄化槽等活用しておりまして効果があると考えております。手持ちの資料の中には、参考になりそうな多くの事例がありますので、是非見ていただきたいと思えます。活用効果が期待できると思えます。河川飲料水での関心は、これからは農業規制とともに更に高まっていくことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、シルバーセンター的組織に關しましては、難しいとのことのお答えでありましたけれども、これから少しでも努力していただきまして、道志村の村民が各々、自分の特徴を活かし持ち場をつくり努力し、共に楽しく生きがいを見つけていただければという協力していただきたいと思えます。私の考えでは、社協の充実化、協同のきつかけを何らかの形でつくっていただきたいと思います。このような組織も道志村においては、何らかの形で役場の関与なくしてはできないと思えます。住民が自ら築く村づくりに向かって早急な取り組みを更に要望いたします。

第1回 道志村国民保護協議会を開催しました

7月5日、役場会議室において第1回の道志村国民保護協議会を開催しました。

この協議会は、武力攻撃やテロから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「国民保護法」に基づいて、国・県・市町村が役割分担の下、村内において住民の避難、誘導、救援、攻撃による被害の最小化を図るための計画を作成するためのものです。

計画の作成にあたっては、幅広い観点から審議をいただくために村内外から18名の委員が委嘱され、協議会の運営に関する事項や国民保護計画の構成及び作成のスケジュールなどを協議しました。

今後協議会は、年内2回の会議を予定し、計画案を審議した後、答申を行う予定です。



むし歯のない3歳児表彰



平成17年度に実施した乳幼児健診に於いて、むし歯のない子に対し表彰を行いました。今年度は保育所入所児が2名対象となり、保育所のお友達の前で村長から表彰状と副賞を渡されました。

宮下 太陽くん (上善之木)
父 公善さん
母 さとみさん



歯磨き・うがい
を習慣的にして
いました。

甘い物を食べ
ないで、寝る
前の歯磨きを
しっかりしま
した。

佐藤 太陽くん (馬場)
父 弘幸さん
母 文代さん



お子さんの健やかな成長に、歯の健康は欠くことが出来ません。虫歯を作らない努力と、出来てしまった場合は、早めに受診し治療する事が大切です。

8月のつぼみっこくらぶ

7月11日に高瀬浩子さんに、手作り布絵本の読み聞かせをしていただきました。子ども達だけでなく、お母さん方も手作り絵本のぬくもりのある手触りや、絵本の中から飛び出してくる者達を見て『すごーい!』と歓声を上げていました。

つぼみっこくらぶでは、定期的に高瀬浩子さんに協力をいただき、見るだけでなく自分達でも作ってみる試みをしていきたいと思えます。



おおきくなあれのおはなし

8月の予定

日時 8月1・8・15・22・29日

毎週火曜日 午後2時～

場所 道志村福祉センター

※8月22・29日は、手作りおもちゃ作成を行います。アンパンマンとバイキンマンの音の鳴るおもちゃを作成予定です。参加希望者は、役場住民健康課までご連絡ください。多数のご参加お待ちしております。

TEL 52-2113 (内線121) 母子保健担当 山口

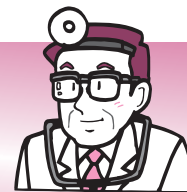


夏バテ防止のワンポイント

★冷たい飲み物のがぶ飲みはNG

暑いと食欲が低下しがち。でも、冷たい飲み物を取りすぎると、胃液が薄まり消化機能の低下を招いてしまいます。オススメはぬるめのミントティー。ミントには食欲増進や、胃や腸の消化、働きを高める作用などの効果があるといわれていますし、爽快感もあります。

診療所だより



気温の変化が著しい毎日が続きます。体調を崩すことが多くなり、感冒が流行する傾向が認められます。

風邪を引かれてしまった場合には基本的には安静休養です。できる一次予防としてのうがい、手洗いはこの季節でも必要です。今回は過活動膀胱という新しく分類された疾患について書いてみました。

過活動膀胱とは

尿意切迫感という急に起こる強い尿意で我慢することが困難な状態があり、頻尿・夜間頻尿を伴うものです。中には切迫性尿失禁という尿意切迫感とほぼ同時に不随意に尿が漏れる状態を伴うこともあります。原因として神経因性と非神経因性とに分かれます。

神経因性

- ①脳幹部橋より上部の中樞の障害：脳血管性障害、パーキンソン病、認知症、脳腫瘍、脳外傷、脳炎、髄膜炎)
- ②脊髄の障害：頸椎症、脊髄血管障害、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、脊髄損傷、脊髄腫瘍など

非神経因性

- ①下部尿路閉塞（主に前立腺肥大に合併）、②加齢、③骨盤底筋群の脆弱化、④特発性

しかし、次の疾患による似た症状はのぞかれます。膀胱の異常（膀胱癌、膀胱結石、間質性膀胱）、膀胱周囲の異常（子宮内膜症など）、前立腺・尿道の異常（前立腺癌、尿道結石）、尿路性器感染症（細菌性膀胱炎、前立腺炎、尿道炎）、尿閉、多尿、心因性頻尿です。

診断は問診により週に1回以上尿意切迫感の有無を中心に評価。検尿、残尿測定施行します。

治療は膀胱訓練という尿意があっても我慢する訓練、骨盤底筋体操、薬物治療（抗コリン薬）があります。診断、治療は泌尿器専門医での加療が必要ですが、投薬は診療所で可能です。相談してみてください。

8月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7/30	7/31	1 午前：胃カメラ	2	3 研修のため休診	4	5 午前中のみ診察
6	7	8 午前：胃カメラ	9	10 研修のため休診	11	12 午前中のみ診察
13	14 休診	15 休診	16 休診	17 研修のため休診	18	19 午前中のみ診察
20	21	22 午前：胃カメラ	23	24 研修のため休診	25 午後：乳児検診	26 午前中のみ診察
27	28	29 午前：胃カメラ	30	31 研修のため休診	9/1	9/2 午前中のみ診察

月初めには保険証の提出をお願いします。

当院のホームページを去年4月から開設しております。

URLは<http://www.geocities.jp/doshiclinic2005/index.html>です。